

# 日本薬科大学

令和5年度 大学機関別認証評価  
評価報告書

令和6年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構



## 日本薬科大学

### I 評価結果

#### 【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

### II 総評

#### 「基準1. 使命・目的等」について

大学は、建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」を埼玉県北足立郡のさいたまキャンパス・東京都文京区のお茶の水キャンパスの両キャンパスに掲示し周知を図っている。大学の使命・目的は、学則に簡潔な文章で明記してホームページで公表している。人材養成に関する教育目的を定め個性・特色を明示し、医療の高度化、専門化、社会情勢の変化に対応する改組・改編を行い、地域に貢献する大学を目指している。使命・目的、教育目的及び人材養成に関する教育目標の策定に際しては教授会、理事会、評議員会の意見を聴き、役員や教職員の理解と支持を得ている。使命・目的及び教育目的は「学校法人都築学園経営改善計画令和4年度～8年度（5ヵ年）」に反映され、目的の達成に向けた教育研究活動が行われている。

#### 「基準2. 学生」について

大学は、アドミッション・ポリシーに基づき多様な入学者を受入れ、教員のアドバイザー制度、学修ポートフォリオの導入、LA(Learning Assistant)制度等、教職協働による学修支援体制を整備している。学生委員会が退学や留年の防止に努めている。キャリア支援は、手厚いサポート体制を整備している。学生の各種相談や健康管理は、常勤の医師や看護師等を配置して対応している。課外活動のサポートは、大学と大学後援会が活動費の一部を援助している。校地・校舎は、設置基準を満たしており、ICT(情報通信技術)、実習設備、学術情報資料等、授業形態に対応した学修環境を整備している。学生の意見・要望への対応は、アドバイザーを通じて意見をくみ上げている。

#### 〈優れた点〉

○薬学部薬学科に漢方薬学コースが設置されている点からも漢方資料館は貴重な施設であり、学生の利用のみならず学外見学者にも開放され、広く利用されている点は評価できる。

#### 「基準3. 教育課程」について

ディプロマ・ポリシーは、建学の精神を基本理念として薬の専門家としての目的の達成とそれを具現化する教育目標を踏まえており、ホームページ、学生便覧、シラバスによって学内外に周知している。大学の単位認定、進級・卒業認定は、学則、履修規程等で定め、学生便覧、オリエンテーション、履修ガイダンス等で周知している。大学院の学位論文に

係る評価基準が設定されておらず、ホームページでの公表も行っていないため、改善が必要である。カリキュラム・ポリシーは、教育目標、建学の精神を踏まえて策定し、ディプロマ・ポリシーと一貫性があり、学生便覧、ホームページで公表している。教育内容・方法及び学修指導等の改善と学修成果の点検・評価体制に期待したい。FD 委員会は、教授方法の工夫、開発と効果的な実施を目的とした研修会を実施している。

#### 「基準 4. 教員・職員」について

学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として副学長等を置き、使命・目的の達成のため権限の分散化と責任を明確にしている。教授会、各種委員会の規則を整備して目的に従った教学マネジメントを構築している。教育研究に関する重要事項については、一部教授会に意見を聴くことが必要な事項が適切に定められていない。各種委員会には事務職員も参画して教職協働の運営をしている。大学、大学院の教員は設置基準を満たしている。教員の採用は、規則にのっとり公募が行われ、理事長が決定している。教育研究活動の質を向上させるために FD(Faculty Development)研修会を実施している。職員の資質・能力向上のための SD(Staff Development)活動は、FD 委員会と連携し活動をしている。

#### 〈優れた点〉

○教育体制整備への参画意識の醸成を目的として、教員相互による授業参観に全職員が参加していることは評価できる。

#### 「基準 5. 経営・管理と財務」について

法人は、建学の精神に基づき公共性を踏まえた組織体制、諸規則を整備して社会の要請に応え、学内外に公表している。使命・目的の実現のために中期計画を策定し確実な執行に努めている。人権保護、ハラスメント防止、危機管理は規則を整備して周知、啓発している。理事会は、寄附行為に基づき使命・目的の達成に向け共通認識を理事と共有し意思決定ができる体制を整備するなど機能している。「学園運営委員会」を設置し、管理運営の円滑化と相互チェックが図られている。監事は、監査を厳正に行い、経営効率の向上と業務の適正化を図っており、理事会、評議員会への出席も良好である。評議員は、寄附行為に基づき適切に選任され、出席状況も良好であり、諮問事項、役員に対する意見の具申を行うなど、その役割を果たしている。財務基盤は経営改善計画に基づいて概ね確立されている。会計処理は学校法人会計基準及び経理規程等により適切に行われている。

#### 「基準 6. 内部質保証」について

大学は、使命・目的を達成するため学則及び諸規則にのっとり、教職協働により自己点検・評価を実施して、その結果を公表している。IR(Institutional Research)活動等を活用した調査と分析を行い、大学独自の分析、検証、改善に取り組んでいる。学修成果に関する PDCA サイクルは、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に関わるアセスメント・ポリシーに基づき教育課程の実施から得られた「総合的達成度評価」として可視化することにより、教育課程の編成の改善に

つなげている。大学院の学位論文の評価基準、教授会の運営規則の不整備により内部質保証システムの機能性に課題があるので今後に期待したい。

総じて、建学の精神のもとで、薬学系の特色を反映させた三つのポリシーを起点に、学生の受入れ、学生の支援、学修環境の整備、卒業認定を適切に行い、時代と地域社会に適応できる医療人の養成に取り組んでいる。漢方資料館は学生及び教員の教育研究に役立てられているとともに地域にも開放され、地域社会への貢献を志向する大学の象徴となっている。教職員は経営改善計画に基づき教育の質保証の実践に取り組み、財務基盤の安定化と内部質保証の向上に努めている。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域社会との連携」「基準 B.社会人の学び直しの支援」「基準 C.国際交流」については、各基準の概評を確認されたい。

### Ⅲ 基準ごとの評価

#### 基準 1. 使命・目的等

##### 【評価】

基準 1 を満たしている。

#### 1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

##### 【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

##### 〈理由〉

大学は、建学の精神である「個性の伸展による人生練磨」を各キャンパスの随所に掲げ周知を図っている。大学の使命・目的は、学則に簡潔な文章で明記するとともにホームページで公表している。大学は、学部・各学科及び大学院の人材養成に関する教育目標を定め個性・特色を明示している。変化への対応は、薬学教育モデル・コアカリキュラムに合った薬学教育カリキュラムの改定を行うなど、医療の高度化、専門化、社会情勢の変化に対応する改組・改編を行い、地域に貢献する大学を目指している。

#### 1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知

- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

**【評価】**

基準項目 1-2 を満たしている。

**〈理由〉**

大学は、使命・目的及び教育目的、人材養成に関する教育目標を策定する際には学部、研究科の意見を聴き、教授会、理事会、評議員会等の議を経て学則変更、寄附行為変更を行い、役員、教職員の理解と支持を得ている。建学の精神、使命・目的及び教育目的は、ホームページで公表している。使命・目的及び教育目的は「学校法人都築学園経営改善計画令和4年度～8年度（5ヵ年）」に反映され、目的の達成に向けた教育研究活動が行われている。三つのポリシーは、教育の質保証、使命・目的及び教育目的を反映しており教育研究組織の構成との整合性を備え、社会や時代の要請に応じた人材の養成を目指している。

**基準 2. 学生**

**【評価】**

基準 2 を満たしている。

**2-1. 学生の受入れ**

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

**【評価】**

基準項目 2-1 を満たしている。

**〈理由〉**

大学は、建学の精神及び教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを策定し、各学科でカリキュラム・ポリシーに基づく教育課程を履修できる学力・資質・意欲を持つ入学者を選抜しており、ホームページ及び学生募集要項等で公表し、教職員にも周知している。

入学者の選抜はアドミッション・ポリシーに基づいた「入学試験の基本方針・大綱」をもとに実施し、入学者選考委員会が選考案をまとめ、教授会又は大学院研究科委員会で厳正に審議している。また、さまざまな形態で入学試験を実施し、多様な学生を受入れている。各学科の近年の収容定員充足率は満たされていないが、改善に向けた努力が見受けられ、今後、適切な定員管理を実施し、意欲と学力を兼備えた学生の獲得に期待したい。

**〈参考意見〉**

- 薬学部薬学科の収容定員充足率について、継続して低いため、適正な定員管理が望まれる。
- 薬学部医療ビジネス薬科学科の収容定員充足率が低いため、新コース設置の効果によって定員が充足されることに期待したい。

## 2-2. 学修支援

- 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
- 2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

### 【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

### 〈理由〉

大学は、学生委員会を中心に学生課、教務課及び学生相談室等が連携した教職協働による学修支援体制を整備するとともに、教員によるアドバイザー制度を活用し、学生の入学時から卒業までのきめ細かいサポートを行っている。実習には上級生による LA 制度を導入し、実習指導の充実と安全性を確保している。教員は学生に対しオフィスアワーに関する情報をシラバスに公開し、学生からのさまざまな質問や相談に応じる体制を整えている。また、年 2 回のキャンパスライフアンケートによる学生の実態把握、教学 IR 委員会による学修ポートフォリオの解析と、学生委員会による出席状況や修学態度等、成績の不調につながる前兆の早期把握により、学生の退学と留年を未然に防ぐ対策を講じている。

## 2-3. キャリア支援

- 2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

### 【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

### 〈理由〉

大学は、就職委員会及び就職課が中心となり、卒業研究指導教員と連携した教職協働による手厚いサポート体制を敷き、社会的・職業的自立に向けたキャリア支援を行っている。薬学科では、病院や製薬企業等から講師を招へいして授業を実施するなど、薬剤師としての実践力を養う教育支援が行われている。医療ビジネス薬科学科では、「キャリアデザイン」や「キャリアデザイン演習」等のキャリア教育科目が配置されている。学内で実施されている合同企業研究会、業界研究セミナー、インターンシップ及び企業研究会等の多種多様なキャリア支援活動への学生の参加率は高く、企業研究及びキャリアデザインへの意識向上を図っている。各キャンパスの就職課には国家資格キャリアコンサルタントの有資格者を配置し、学生からの就職・進学に関する個別相談や履歴書添削等のさまざまなサポートを積極的に行っている。

## 2-4. 学生サービス

### 2-4-① 学生生活の安定のための支援

#### 【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

#### 〈理由〉

大学は、学生生活支援全般を統括する組織として、教職員が参画する学生委員会による支援体制を整備し、学生からの各種相談に対応している。各キャンパスには医務室を設置し、常勤の医師や看護師が健康管理や助言を行い、学生の心身の健康保全・増進を図っている。また、学生相談室には専門的なカウンセリングを行う臨床心理士・公認心理師を配置し、精神衛生面の相談を受けられる体制を整えている。大学及び大学後援会は、学園祭や部・同好会の活動費の一部補助や学生用の学外施設の整備により、多くの団体の課外活動をサポートしている。学生の経済的支援の面では、入学試験の成績に応じて学生生徒納付金の一部を免除する特待生制度及び法人同窓子女に対して学生生徒等納付金を免除する制度等、独自の経済支援制度を設け、学生生活の安定のための支援を行っている。

## 2-5. 学修環境の整備

### 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

### 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

### 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

### 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

#### 【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

#### 〈理由〉

大学は、講義室や実習室、研究室、自習室、中央機器室及び図書館等、教育目標達成のために必要な施設・設備を適切に整備し、校地面積及び校舎面積共に設置基準を満たしている。薬学部の特徴を生かした漢方資料館、薬用植物園、動物実験棟等の施設も保有している。講義室には無線 LAN 及び AV 機器を整備し、学内ネットワークを活用して対面やリモート等のさまざまな授業形態に対応できている。また、講義室の収容人数に合わせて学生数を適切に調整し、教育効果の向上に努めている。学生の学修スタイルに沿った学習場所を提供し、多様な自学自習の利便性を図っている。各キャンパスには図書館が設置され、十分な学術情報資料を確保している。また、エレベータや車椅子利用者用のトイレを設置するなどの計画的なバリアフリー化を進めるとともに、建物の耐震診断と耐震工事を継続的に実施している。

#### 〈優れた点〉

○薬学部薬学科に漢方薬学コースが設置されている点からも漢方資料館は貴重な施設であ

り、学生の利用のみならず学外見学者にも開放され、広く利用されている点は評価できる。

## 2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

### 【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

### 〈理由〉

大学は、教員によるアドバイザー制度、ウェブ会議システムのチャット機能、意見箱の設置及びキャンパスライフアンケート等の各種アンケートを活用して学生からの意見・要望をくみ上げ、学生の心身に関する健康相談、学生生活、学修環境等の把握に努めている。得られた情報は学生課を中心とした関係各課・室で検討し、更に学生委員会で審議することで、常に学修支援体制及び方策の改善を図っている。また、提出された意見・要望については、大学から学生へ個別に回答するほか、掲示板に掲載するなどして情報を周知している。

## 基準 3. 教育課程

### 【評価】

基準 3 を満たしている。

## 3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

- 3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
- 3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
- 3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

### 【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

### 〈理由〉

大学は、建学の精神「個性の伸展による人生練磨」のもと、広く知識を授けるとともに、薬に関する基本的知識や専門的知識、医療に参画できる実践的能力といった技能、医療人としての責任をもった行動を取る態度、薬の専門家としての問題発見・解決力を身に付けた人材を育成するという目的を具現化する教育目標を踏まえディプロマ・ポリシーを策定

している。ディプロマ・ポリシーはホームページ、学生便覧、シラバスによって、学内外に周知している。

研究科において、学位論文に係る評価に当たっての基準が明記されていないが、学部各学科、大学院における単位認定、進級、卒業認定及び修了認定基準を、ディプロマ・ポリシーを踏まえて策定し、学則、履修課程、シラバス等に明確に示すことで学生に周知し、厳正に運用している。

#### 〈改善を要する点〉

○研究科において、学位論文に係る評価の基準が設定されておらず、ホームページでの公表も行っていないため、改善が必要である。

### 3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

#### 【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

#### 〈理由〉

大学は、カリキュラム・ポリシーを教育目標と建学の精神を踏まえて策定し、学生便覧やホームページで周知している。各学科のカリキュラム・ポリシーは各学科の特色を明確に打出し、ディプロマ・ポリシーと一貫性のあるものとなっている。カリキュラム・ポリシーに沿って教育科目を体系的に配置し、シラバスも整備している。各学年で登録できる年間の単位数の上限が適切に設定されている。各学科の教養教育は適切に実施されている。問題解決能力醸成のための科目では、SGD(Small Group Discussion)やプレゼンテーションなどによるアクティブ・ラーニング形式の授業を行っている。教授内容・方法の改善を進めるため、授業評価アンケート調査を実施し、その結果に基づいて自己評価を行っている。FD 委員会が教授方法の工夫・開発と効果的な実施を目的とした FD 研修会を実施している。

### 3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

#### 【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

#### 〈理由〉

大学は、三つのポリシーを踏まえた学修成果を点検・評価するために、ポリシーごとに項目を設けてそれぞれが達成されているかどうかをアセスメント・ポリシーとして策定し検証している。学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業向けアンケートに基づいた学修成果の点検・評価が実施されていないが、在学生による授業評価アンケートを実施し、学修成果の客観的達成度を評価している。教育組織における教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価は、その体制が明示されていないが、教務委員会を中心に実施し、授業評価アンケートや授業参観の結果を教員にフィードバックしている。

#### 〈参考意見〉

- 学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業向けアンケートに基づいた学修成果の点検・評価が実施されていないため、実施されることが望まれる。
- 学修成果の点検・評価における自己点検・評価委員会、FD委員会、教務委員会等の各委員会の役割等が明示されていないため、学修成果の点検・評価の体制を明示することが望まれる。

### 基準 4. 教員・職員

#### 【評価】

基準 4 を満たしている。

#### 4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

#### 【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

#### 〈理由〉

学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制として、副学長、学部長、研究科長の役割を明確にし、使命・目的の達成のための関連規則を整備した上で権限の分散化と責任を明確にしている。教授会を含め各種委員会規則を整備して、それぞれの目的に従って教学マネジメントを構築しているが、教授会の一部の役割が明確になっていない。学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号に基づく教育研究に関する重要事項について、教授会に意見を聴くことが必要なものとして学長が適切に定め、周知していない。各種委員会には職員も所属し、教職一体となって委員会運営に参画している。

〈改善を要する点〉

- 学校教育法第93条第2項第3号で定められている「教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」について、学長が定め、周知するよう改善を要する。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

大学及び大学院ともに必要教員数はそれぞれ設置基準を満たしている。教員の採用については公募制に基づき、「学校法人都築学園大学教育職員選考規程」「日本薬科大学教員選考委員会規程」にのっとり、教員選考委員会が「日本薬科大学教員資格審査基準に関する規程」に基づいて審査し、最終的に理事長が決定している。

教育研究活動の質を向上させるために、FD講演会、FD勉強会、FD研修会等を実施している。

4-3. 職員の研修

- 4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

職員の資質・能力向上のためにSD委員会を設置し、FD委員会と連携したFD・SD研修会を開催するほか、学外の研修に積極的に参加させるなど、組織的なSD活動を実施している。

職員は教員連絡会への参加、教職員懇談会を通じて教員と問題認識を共有しており、FD・SD研修会では、シラバスの作成要領に関する知見を深めた上で授業参観を実施することで、教育体制整備への参画意識を高めている。

〈優れた点〉

- 教育体制整備への参画意識の醸成を目的として、教員相互による授業参観に全職員が参加していることは評価できる。

#### 4-4. 研究支援

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分

##### 【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

##### 〈理由〉

薬学の各分野における基本的な研究が可能な設備を備えた研究室を設置し、中央機器室、動物実験棟、薬用植物園及び漢方資料館を整備するなど、研究環境を適切に運営・管理している。

ヒトを対象とする研究は「日本薬科大学倫理委員会規程」を定め倫理委員会が妥当性を審査し、動物を対象とする研究は、「日本薬科大学動物実験倫理委員会規程」を作成し、動物実験倫理委員会が妥当性を審査しており、厳正に運用している。

外部資金の獲得は、FD 委員会の「研究支援ワーキンググループ」が中心となり、ベテラン教員が科学研究費助成事業の応募書類の改善提案を行うなど採択率上昇に努め、研究活動への支援体制が整備されている。

#### 基準 5. 経営・管理と財務

##### 【評価】

基準 5 を満たしている。

#### 5-1. 経営の規律と誠実性

- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

##### 【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

##### 〈理由〉

建学の精神に基づき、私立学校としての自主性を確立し、公共性を高める組織体制や諸規則を整備して、社会の要請に応え、適切に運営している。「学校法人都築学園情報公開規程」を定め、法令等に基づく情報をホームページで公表している。理事会で定めた 5 年間の経営改善計画に基づく毎年度の事業計画を策定し、業務の遂行状況の分析・検討し、使命・目的の実現のために継続的に努力している。人権を保護するための各種規則を整備しており、ハラスメントの防止に関してはリーフレットを学生・教職員に配付して啓発に努

めている。「日本薬科大学危機管理に関する規程」を整備し、教職員及び学生に対して、大規模自然災害時等の対応マニュアルに基づく教育を行って防災の意識を高めている。薬学部の教育研究上の特性に鑑みた実験動物等の取扱いなどに関する規則を定め、安全の確保に努めている。

## 5-2. 理事会の機能

### 5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

#### 【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

#### 〈理由〉

寄附行為に基づき使命・目的の達成に向けて、理事会では、都度、学生募集、国家試験の結果等の各設置校の近況が報告され、学校運営に関する認識を理事が共有し、現状に基づいた意思決定ができる体制を整備し、適切に機能している。理事 5 人以上 7 人以下で構成される理事会は、毎年度、定例及び必要に応じて開催されており、寄附行為に定める事項等について審議・決定を行っている。理事は常任理事、外部理事 2 人を含め、寄附行為に基づき適切に選任されており、理事会への出席状況も良好である。

## 5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

### 5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

### 5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

#### 【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

#### 〈理由〉

法人の管理運営を円滑かつ効率的に行うため、理事長、各設置校長、設置校の各事務長等から成る「学園運営委員会」を設置し、理事会と各設置校の意思疎通ができる体制を構築している。理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整えるため、理事長の命を受け内部監査を実施している。教職員からの提案は、学長や事務長を通じ報告され、教学に関することは各種委員会で審議し、教員には教授会と「教員連絡会」「教員朝礼」で、職員には、「事務職員朝礼」で意思決定の内容を周知している。「学園運営委員会」を活用して理事会の業務実施状況を確認し、相互チェックの機能性を維持・向上させている。監事の選任は、寄附行為の定めにより適切に行い、監事は財務状況の監査、業務実施状況の監査、理事の業務執行状況の監査を行っており、理事会及び評議員会への出席も良好である。評議員は寄附行為の定めにより適切に選任され、評議員会への諮問も適切に行われており、出席状況も良好である。

## 5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

法人は、運用資産の増加と外部負債の減少のために財源確保が必要であり、経営改善計画を策定し、財務上の数値目標を定め、経営基盤の確立を目指している。

適正な収入見積りに基づき、所要の事業を予算編成し、各設置校が編成した予算は、法人で総括し、全体と各部門での収支を意識した運営を図ることで、収支のバランスを確保している。

外部資金の導入として、科学研究費助成事業の獲得のほか、各種機関・団体等から研究助成金や受託研究費の獲得、寄付金等の受入れも積極的に推進し、財政基盤の充実を図っている。

〈参考意見〉

○安定した経営基盤の確立のために重点事項である学生募集対策に取り組むなど、経営改善計画を着実に実行することが望まれる。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

学校法人会計基準及び「学校法人都築学園経理規程」に基づき、会計処理を適正に実施している。執行状況については伺書で把握し、半期・年度の計画との整合に努め、必要性を精査し、補正予算をもって対応している。

監事による監査は、「学校法人都築学園監事監査規程」に基づき、法人の業務及び財産状況等について、毎年度、監事監査実施計画書を作成し、会計監査、業務監査、教学監査を実施しており、監査体制を整備している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

### 6-1. 内部質保証の組織体制

#### 6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

##### 【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

##### 〈理由〉

大学は、使命・目的を達成するため学則及び各種規則にのっとり、研究教育の状況について自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。自己点検・評価委員会は、学長、学部長、大学事務長等で構成して責任体制を明確にしている。自己点検・評価委員会は、使命・目的を達成・充実を目指すための基本的方針、実施に関する事項、評価書の作成、結果の公表等を担っている。委員会のもとには作業部会を設け、内部質保証を目指した自己点検・評価を実施している。

### 6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

#### 6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

#### 6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

##### 【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

##### 〈理由〉

大学は、教育課程、学修環境、学生生活・支援、就職活動、教育研究活動全般について自己点検・評価活動を定期的に行っている。教育の質保証と改善に資するための評価・点検基準を定めている。大学は、独自の自己点検評価書を作成してホームページで公開している。IR活動を強化することを目的とした各種委員会の自己・客観評価、学修ポートフォリオ、各種アンケート、教員相互授業参観等を実施し、達成度評価の分析、検証、改善等に取組んでいる。

### 6-3. 内部質保証の機能性

#### 6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

##### 【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

##### 〈理由〉

学修成果に関する PDCA サイクルは、三つのポリシーに関わるアセスメント・ポリシーの観点に基づき、自己点検・評価を教務ワーキンググループと教務委員会との連携のもとで実施している。「学修ポートフォリオ」「卒業までに身につける 11 の力」を「総合的達成

度評価」として可視化することにより、教育課程の編成の改善につなげている。内部質保証システムをより一層機能させるため、学長のガバナンスの担保及び大学院の学位論文の評価基準の設定に期待したい。

#### 〈改善を要する点〉

○大学院の学位論文の評価基準を示していないこと、教授会運営についての規則の整備が不十分であることから、内部質保証システムの機能性に課題がある点について改善を要する。

### 大学独自の基準に対する概評

#### 基準 A. 地域社会との連携

##### A-1. 大学が持っている人的・物的資源の地域社会への提供

- A-1-① 大学と地域社会が連携活動を実施する体制が整備されているか
- A-1-② 大学と地域社会との間で連携協定がむすばれているか
- A-1-③ 大学の人的・物的資源を活かした地域貢献活動が行われているか

##### A-2. 大学の特色を生かした学校教育への支援

- A-2-① 地域社会と連携しながら学校教育の質的充実に向けた教育支援を行っているか
- A-2-② 地域社会の子どもたちの「科学する心」を育てる教育活動を行っているか

##### A-3. 地域活性化に向けた産官学連携

- A-3-① 地域社会の活性化に向けた産官学連携活動を行っているか
- A-3-② 秩父地域において大学の特色を活かした産学官連携活動を行っているか

#### 【概評】

地域連携活動に対応する地域連携センターを設置し、各自治体、企業との連携をとり、円滑な活動が行える体制を構築している。

近隣自治体と連携協定を締結し、市民講座へ講師を派遣するとともに、大学の施設を利用した開放講座を実施し、大学の持つ漢方薬、健康増進に関する人的、物的資源を近隣自治体に提供し、地域住民の健康維持・増進や産業振興等に貢献している。

高等学校、大学及び教育委員会と連携協定を締結し、教育活動の推進を目指している。さまざまな取組みを継続して実施しており、地元の信頼に応えながら学校教育を支援している。

「薬物乱用防止」に関するリーフレットを作成して関東地区 70 高等学校で薬物乱用防止活動を行う社会貢献を行っており、医療ビジネス薬科学科では、薬学関係のみならず、健康・栄養・スポーツに関連した講座にも対応している。

地域の子どもたちに対して科学への関心を持ってもらうために、いくつかの「子ども大学」を企画・運営し、「科学するところ」を育てる教育活動を行っている。

企業・団体との連携協定の締結を進めており、サステナブル社会の実現に向けて、教員及び学生が、知見を生かし地域資源の活用、課題の解決と地域技術の活用を積極的に取組んでいる。大学と連携協定を締結した自治体及び関連する企業との間で、多くの物産品の開発や商品化に成功しており、産学官連携を強化し、地元根付いた商品やサービスの研究・開発の支援を推進している。

## 基準B. 社会人の学び直しの支援

### B-1. 医療従事者を含む社会人の学び直しの支援活動

- B-1-① 卒業生や地域の薬剤師を対象とした生涯教育プログラムを提供しているか
- B-1-② 「漢方アロマコース」の職業実践力育成プログラム（BP）を提供しているか

#### 【概評】

大学は、薬局・病院薬剤師及び大学卒業生・在校生を含めた薬学生を対象にワクチン注射調製及びワクチン接種研修を行い、地域薬剤師の素養向上に貢献している。薬剤師を対象とした生涯教育プログラムは、今後もニーズの高いテーマについて継続的に行っていく予定としている。令和 6(2024)年度は、文部科学省の「成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業」に採択された「漢方医療従事者専攻コース」を開講する。リカレント教育としては、文部科学大臣が認定する職業実践力育成プログラム「漢方アロマコース」を実施している。「漢方アロマコース」は、文部科学省が提供している「社会人等の学び直し情報発信ポータルサイト マナパス」において常に上位にランキングされている。令和 4(2022)年度から、大学独自の「漢方アロマ・プレミアムコース」を開講し、短期で安価な講座を提供している。今後は、対面実習・講義を増やししながら、オンライン講義も継続させることにより、社会のニーズに広く応えようとしている。

## 基準C. 国際交流

### C-1. 国際交流推進

- C-1-① 国際交流のための体制が整備されているか
- C-1-② 海外の大学等と幅広く交流協定が締結されているか
- C-1-③ 教職員の国際交流が実施されているか
- C-1-④ 教職員の国際交流を支援する仕組みがあるか
- C-1-⑤ 学生の国際交流が実施されているか
- C-1-⑥ 学生の国際交流を支援する仕組みがあるか
- C-1-⑦ 本学について世界に発信しているか

#### 【概評】

国際交流の推進を目的とした「国際学術交流委員会」を設置し、国際交流を主たる業務とする英語・中国語が話せる職員を配置している。これまでに 12 の国・地域の 30 大学、6 高校、3 機関と交流協定を締結している。また、英語版のホームページを整備し、大学の

概要、研究領域と実践、国際交流実績及び大学院紹介等を世界に向けて発信している。

学生の国際交流では、短期留学や海外の学生の受入れなど支援体制を整備しており、学部1年生全員に対して、個別オンライン英会話教育を課している。また、学生の留学支援を積極的に進めており、資金援助や単位認定等に関わる仕組みを整備している。教職員の国際交流では、教員の長期駐在による共同研究の推進や職員の相互派遣を検討している。既に台湾の中国医薬大学に寄付講座「都築伝統薬物研究センター」を設置し、専任教員1人が長期滞在し、共同研究を進めている。また、教員の国際交流能力の向上を目的とした、大学主催の海外学生向けオンライン・プログラムにおいて英語での講義を全教員が順次行っている。

コロナ禍の影響でオンライン開催となっていた海外学生向けのプログラムは、本年度より対面開催に戻し、韓国の慶熙大学校韓医科大学の学生が計52人来日し、約2週間の日本の伝統医学教育を受けている。

以上のように国際交流では、学生のみならず教職員の交流や共同研究及び海外学生の受入れを活発に行っており、大学のアピールポイントにつながっている。